

差し替え版

P4, 10, 19の変更、P23の追加

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第2回）
令和4年8月10日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 第2回合同WT

5月WT後の対応概要について

令和4年8月10日

事務局提出資料

最新の動向(令和4年6月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和4年7月13日	デジタル庁 総務省	「地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案)」及び「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)」に関する意見照会について <ul style="list-style-type: none"> 資料① サイバーセキュリティに関する基準について 資料② 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件の拡充等について 資料③ 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案) 資料④ 改定方針のポイントについて 資料⑤ 情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)
2	令和4年7月15日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会について(依頼) <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】 ②別紙1_機能要件
3	令和4年7月25日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会にかかる追加資料及び調査票の差替えについて(依頼) <ul style="list-style-type: none"> 別紙2_住登外者宛名番号管理_項目定義書 別紙3_団体内統合宛名_項目定義書 住登外者宛名番号管理_API仕様書 申請管理_API仕様書 団体内統合宛名_API仕様書
4	令和4年7月26日	デジタル庁	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼) <ul style="list-style-type: none"> 02_(別紙1)データ要件・連携要件各論_確認要領 03_(別紙2)地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】 04_(別紙3)対応仕様書一覧 04_(別紙3別添)子ども・子育て支援_標準仕様書案 04_(別紙3別添)児童手当_標準仕様書案 04_(別紙3別添)選挙_標準仕様書案 API連携仕様書(住民基本台帳、障害者福祉、介護保険、独自施策)(案) データ要件・連携要件の各論(案)

※ 事務局で把握できているもののみ記載している。他業務の標準仕様書案は、デジタル庁のHPを参照のこと。

1. デジタル庁からの依頼事項の対応

1-1. 標準化対象20業務の横並び調整方針の対応 P3-19

横並び調整事項には、以下の内容を含みます。

- ・地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】
- ・地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】
- ・その他、20業務で統一すべき事項の調整方針

1-2. データ要件・連携要件との整合対応 P20

整合事項には、以下の内容を含みます。

- ・地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】

2. 全国意見照会の意見集約及び標準仕様書への反映

2-1. 意見集約内容 P21-22

2-2. 主な意見と対応内容 P23-28

3. 検討課題事項と継続検討事項の対応 P29

4. 主な今後の継続検討事項(残課題) P30

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

○ 横並び調整事項に対して、介護保険システム標準仕様書2.0版案では以下のとおり変更している。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
1	標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトを指定する。	【調整方針どおりに対応】 (別紙2)機能・帳票要件について、指定されたエクセルフォーマットに置き換えている。
2	—	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】を踏まえ、用語を統一する。	標準仕様書全体について、以下のとおり変更している。 実装すべき機能(実装必須機能) 実装しない機能(実装不可機能) 実装してもしなくても良い機能(実装標準オプション機能)
3	本文の構成に関すること	標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。	【調整方針どおりに対応】 標準仕様書(本編)について、第1章の1. 背景、2. 目的を、以下の内容とした。 1. はじめに 介護保険システム標準仕様書(以下「本仕様書」という。)は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年8月)を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
			<p>【調整方針どおりに対応】 標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件 (8)操作権限管理について 操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「10.3 操作権限管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、介護保険システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p>
			表3-7 操作権限管理(実装必須機能)
4	操作権限設定・管理に関すること	操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。
			職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。
			操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。
			アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <介護保険システム固有の要件> 所属部署(課・係等)単位でも設定できること。 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、アクセス権限(利用できる機能・メニュー)を設定できること。
			<介護保険システム固有の要件> 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、利用できる操作(登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力)を設定できること。
			利用者及びアクセス権限の設定(登録・修正・削除・参照)は個別でできること。
			IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

差し替え

デジタル庁横並び調整方針の変更により、「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。」を実装必須から標準オプションに変更

(次ページへ続く)

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
			<p>複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 複数回のアクセス失敗に対して、アクセス禁止状態にできること。</p>
			<p>他の職員利用者が異動処理を行っている入力作業をしている間は、同一住民の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。</p>
			<p>アクセス権限の設定は、システム管理者により設定できること。</p>
			<p>アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。</p>
			<p>また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p>
			<p>なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。</p>

表3-8 操作権限管理(実装標準オプション機能)

<p><介護保険システム固有の要件> 管理が本庁と他に分かれる場合は、本庁部署・利用者とは他部署・利用者で更新・参照の権限を設定できること。(例:指定都市における本庁と区役所、広域連合・一部事務組合における広域連合(本部・支部等)と構成市町村等。)</p>
<p><介護保険システム固有の要件> 本庁以外の部署・利用者のアクセス権限について、自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所(所管)以外でも更新できるようにするほか、管理場所(所管)は更新できるが他部署(他の管轄や区役所等)は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。指定都市における区役所の配下にある支所・出張所や広域連合・一部事務組合における広域連合(本部)の配下にある支部・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。</p>
<p>利用者及び権限の設定(登録・修正・削除・参照)は一括でできること(人事異動時の負荷軽減を考慮し、例えばCSVファイルを取込み一括更新できる等)。</p>
<p>アクセス権限の設定は、システム管理者により設定できること。</p>
<p>シングル・サイン・オンが使用できること。</p>

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

No	調整事項	変更のポイント	変更内容								
5	バッチ処理／一括処理に関すること	<p>○ どの機能をバッチ処理を必要とするかは、各業務特性にあわせて標準仕様書に規定する。</p> <p>○ バッチ処理とする場合には、方法を統一することとし規定を合わせる。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件</p> <p>(10) バッチ処理＝一括処理時の自動化について</p> <p>バッチ＝一括処理の実行方法は、手動による実行の他に設定による自動実行があるが、地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「9.1 バッチ処理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、介護保険システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p>表3-11 一括バッチ処理(実装標準オプション機能)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。</p> <p>実行(起動)方法として、直接実行ができること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週××曜日、毎月××日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。</p> <p>前回設定のパラメタは、一部修正ができること。</p> <p>修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>全てのバッチ＝一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>異常終了した場合の警告を介護保険システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。</p> <p>実行(起動)方法として、直接実行ができること。</p>	<p>実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週××曜日、毎月××日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。</p>	<p>他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。</p>	<p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。</p> <p>前回設定のパラメタは、一部修正ができること。</p> <p>修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。</p>	<p>一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。</p>	<p>全てのバッチ＝一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。</p>	<p>異常終了した場合の警告を介護保険システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p>	<p>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>
<p>バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。</p> <p>実行(起動)方法として、直接実行ができること。</p>											
<p>実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週××曜日、毎月××日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。</p>											
<p>他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。</p>											
<p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。</p> <p>前回設定のパラメタは、一部修正ができること。</p> <p>修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。</p>											
<p>一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。</p>											
<p>全てのバッチ＝一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。</p>											
<p>異常終了した場合の警告を介護保険システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p>											
<p>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>											

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
 緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容									
6	大量印刷に関する こと	<p>○ 大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定されること。</p> <p>○ また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通)</p> <p>機能ID:1.6.13. 標準オプションの内容はPDFファイル等に限定</p> <p>機能ID:1.6.26. CSVファイルは実装必須として追加</p> <p>なお、「外部委託用」と限定した記載となっていた部分は、「大量帳票等の印刷のため」と幅広の扱いに変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6.26.</td> <td>大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.6.13.</td> <td>大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルやPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）等の電子データで作成できること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.6.26.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎	1.6.13.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルやPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）等の電子データで作成できること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分										
1.6.26.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎										
1.6.13.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルやPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）等の電子データで作成できること。	○										

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
 緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
7	公的給付支給等口座に関すること	<p>○ 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月デジタル庁令第10号)第二条各号に規定する事務)を有する基幹業務システムの標準仕様書において、実装すべき機能として規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座(公的給付支給等口座)に関係するものにおいては、公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無チェック欄を設ける。</p>	<p>○業務フロー 保険料収納 05.保険料収納(還付・充当)</p> <p>給付管理 03.給付管理(償還(住宅改修費)) 04.給付管理(償還(福祉用具購入費)) 05.給付管理(償還(その他償還)) 06.給付管理(高額サービス費) 10.給付管理(高額合算(支給申請))</p> <p>総合事業 06.総合事業(償還(介護予防・日常生活支援総合事業費)) 07.総合事業(高額介護予防サービス費相当事業)</p> <p>修正内容(給付管理の例示。緑枠を追加。)</p> <p>03.給付管理(償還(住宅改修費)) 10.給付管理(高額合算(支給申請))</p> <p>(次ページに続く)</p>

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																								
			<p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通) 機能ID:1.1.19.、1.1.20. 標準オプションを実装必須に変更している。 ただし、中間サーバー接続端末や団体内統合宛名システムの利用も可としており、この点のみデジタル庁と調整中となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.19.</td> <td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 DV等の支援対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること</td> <td>○</td> <td>情報照会を行う機能は介護保険システムにて実装することが必須とされておらず、自治体様の運用により情報提供ネットワークシステムや団体内統合宛名システム等を利用した照会を実施し介護保険システムへの登録が手動で行われるケースもあるため、実装オプションとしている。</td> </tr> <tr> <td>1.1.19.</td> <td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること</td> <td>◎</td> <td>マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用</td> </tr> <tr> <td>1.1.19.</td> <td>取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.20.</td> <td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること</td> <td>○</td> <td>○公的給付支給等口座の対応 保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること</td> </tr> <tr> <td>1.1.20.</td> <td>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 DV等の支援対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	○	情報照会を行う機能は介護保険システムにて実装することが必須とされておらず、自治体様の運用により情報提供ネットワークシステムや団体内統合宛名システム等を利用した照会を実施し介護保険システムへの登録が手動で行われるケースもあるため、実装オプションとしている。	1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	◎	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×		1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	○	○公的給付支給等口座の対応 保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること	1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	◎	
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																								
1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 DV等の支援対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	○	情報照会を行う機能は介護保険システムにて実装することが必須とされておらず、自治体様の運用により情報提供ネットワークシステムや団体内統合宛名システム等を利用した照会を実施し介護保険システムへの登録が手動で行われるケースもあるため、実装オプションとしている。																								
1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括でデータを作成し連携できること	◎	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①介護保険システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用																								
1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×																									
1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	○	○公的給付支給等口座の対応 保険料、給付管理等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること																								
1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込みできること。 ※ 一括取込もできること	◎																									
			(次ページに続く)																								

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
 緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
----	------	---------	------

差し替え
 変更内容の帳票
 レイアウトを追加

- 帳票レイアウト(5月WTから変更となっているもの)
- 保険料収納
- ・収納-04.介護保険料還付請求書
- 給付管理
- ・給付-04.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書
 - ・給付-07.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前申請書
 - ・給付-11.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書
 - ・給付-13.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
 - ・給付-15.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用)
 - ・給付-17.介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請書
 - ・給付-30.介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書
 - ・給付-44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書
 交付申請書
- 総合事業
- ・総合-04.介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書(償還払用)
 - ・総合-07.高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書

変更
 ※給付-44以外

受取口座 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記入不要)
 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。
 振込口座を指定する

銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号
金融機関コード	店舗コード	1 普通	

変更
 ※給付-44のみ。
 後期と統一。

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 農協 ()	金融機関コード	本店 支店 ()	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座管理番号
1. 窓口払い 2. 口座振込			ゆうちょ銀行	記号		番号	1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他 ()		口座名義人	

公金受取口座を利用します。
 ※ 給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します。」にチェック(✓)してください。
 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報(上記大枠部)の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容															
8	住登外者管理に関すること 住所マスタに関すること	<p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として規定する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）がある基幹業務システム（住民記録システムを除く。）の標準仕様書において、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通) 機能ID:1.3.4.、1.3.66.、1.3.67.</p> <p>機能ID:1.3.4. ※3 に記載していた住登外者の宛名番号の付番要件を削除し、機能ID:1.3.66. を追加している。</p> <p>住所を確定させる場合の要件として、機能ID:1.3.67. を追加している。</p> <p>機能ID:1.3.66.、1.3.67. の詳細の確認や実装にあたっては、デジタル庁から提供される資料を参照すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3.4.</td> <td>住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※3 介護保険システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること） -【管理項目】- ・宛名番号・異動日・届出日・異動事由コード ・氏名カナ・氏名漢字・通称名カナ・通称名漢字 ・氏名優先区分・生年月日・性別・国籍等・世帯コード・続柄 ・郵便番号・住所・方書・転入出区分（転入前住所、転出先住所） ・転入出市町村コード・転入出郵便番号・転入出住所・転入出方書 ・外国人住民となった日・在留資格コード ・在留期間開始日・在留期間終了日・更正日 等</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.3.4.</td> <td>住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 履歴管理できること</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.3.66.</td> <td>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.3.67.</td> <td>住登外者の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.3.4.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※3 介護保険システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること） -【管理項目】- ・宛名番号・異動日・届出日・異動事由コード ・氏名カナ・氏名漢字・通称名カナ・通称名漢字 ・氏名優先区分・生年月日・性別・国籍等・世帯コード・続柄 ・郵便番号・住所・方書・転入出区分（転入前住所、転出先住所） ・転入出市町村コード・転入出郵便番号・転入出住所・転入出方書 ・外国人住民となった日・在留資格コード ・在留期間開始日・在留期間終了日・更正日 等	◎	1.3.4.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 履歴管理できること	○	1.3.66.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。	◎	1.3.67.	住登外者の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。	◎
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																
1.3.4.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※3 介護保険システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること） -【管理項目】- ・宛名番号・異動日・届出日・異動事由コード ・氏名カナ・氏名漢字・通称名カナ・通称名漢字 ・氏名優先区分・生年月日・性別・国籍等・世帯コード・続柄 ・郵便番号・住所・方書・転入出区分（転入前住所、転出先住所） ・転入出市町村コード・転入出郵便番号・転入出住所・転入出方書 ・外国人住民となった日・在留資格コード ・在留期間開始日・在留期間終了日・更正日 等	◎																
1.3.4.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 履歴管理できること	○																
1.3.66.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。	◎																
1.3.67.	住登外者の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。	◎																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
9	団体内統合宛名番号に関すること	<p>○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一的方法で行う。</p> <p>○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を通して行う。</p> <p>○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号の付番 機能ID:1.1.15. の住登外情報の団体内統合宛名システムへの連携を削除し、機能ID:1.1.29. を追加している。 (詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。) <p>また、基幹業務システムにおいて、団体内統合宛名を保持しないことから機能ID 1.1.16. を削除している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.15.</td> <td>マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を介護保険システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。 【補足事項】 住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。</td> <td>⊖</td> </tr> <tr> <td>1.1.29.</td> <td>団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。</td> <td>⊕</td> </tr> <tr> <td>1.1.16.</td> <td>団体内統合宛名システムと連携し、住登者及び住登外者の団体内統合宛名番号を介護保険システムで利用できること。</td> <td>⊖</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.1.15.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を介護保険システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。 【補足事項】 住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。	⊖	1.1.29.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。	⊕	1.1.16.	団体内統合宛名システムと連携し、住登者及び住登外者の団体内統合宛名番号を介護保険システムで利用できること。	⊖
機能ID (旧)	機能要件	実装区分													
1.1.15.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を介護保険システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。 【補足事項】 住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。	⊖													
1.1.29.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。	⊕													
1.1.16.	団体内統合宛名システムと連携し、住登者及び住登外者の団体内統合宛名番号を介護保険システムで利用できること。	⊖													

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																		
10	統合収滞納管理に関すること	<p>○ 統合収滞納管理システムについては、標準準拠システム以外のシステムと位置づける。</p> <p>○ 統合収滞納管理システムにおいて、個別収滞納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求める。</p> <p>○ 各基幹業務システムは、共同利用を推進するため、統合収滞納管理システムの導入の有無にかかわらず、個別収滞納管理機能を実装するが、統合収滞納管理システムにおいて個別収滞納管理機能に相当する機能を実現する場合には、各基幹業務システムに実装された個別収滞納管理機能を利用しなくてもよい。</p>	<p>標準仕様書(本編) 第1章 3. 本仕様書の内容 (2)標準化範囲内の類型</p> <p>実装必須であっても、例えば、図1-5のように保険料収納・滞納管理については統合収滞納管理システム(全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。)を利用することも考えられる。統合収滞納管理システムの利用に関する考え方は、地方公共団体情報システム標準化基本方針のとおりである。地方自治体によって、その全部又は一部を介護保険システムではなく、全庁的な収滞納システム等で運用している場合があるため、当該事務の全部又は一部を介護保険システム以外で運用する地方自治体は、当該事務に係る機能・帳票を介護保険システムにおいて利用しなくてもよい。</p> <p>図1-5 保険料収納・滞納管理における標準化範囲のイメージ</p> <table border="1"> <caption>図1-5 保険料収納・滞納管理における標準化範囲のイメージ</caption> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>介護保険システム (標準化範囲)</th> <th>収滞納システム等 (標準化範囲)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A市</td> <td>保険料収納・滞納管理のすべてを管理</td> <td>(管理なし)</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>保険料収納のすべてを管理</td> <td>滞納管理のすべてを管理</td> </tr> <tr> <td>C町</td> <td>保険料収納のすべてと滞納管理の一部を管理</td> <td>介護保険システムで管理外の滞納管理を管理</td> </tr> <tr> <td>D町</td> <td>保険料収納の一部と滞納管理の一部を管理</td> <td>介護保険システムで管理外の保険料収納と滞納管理を管理</td> </tr> <tr> <td>E村</td> <td>(管理なし)</td> <td>保険料収納・滞納管理のすべてを管理</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	介護保険システム (標準化範囲)	収滞納システム等 (標準化範囲)	A市	保険料収納・滞納管理のすべてを管理	(管理なし)	B市	保険料収納のすべてを管理	滞納管理のすべてを管理	C町	保険料収納のすべてと滞納管理の一部を管理	介護保険システムで管理外の滞納管理を管理	D町	保険料収納の一部と滞納管理の一部を管理	介護保険システムで管理外の保険料収納と滞納管理を管理	E村	(管理なし)	保険料収納・滞納管理のすべてを管理
自治体	介護保険システム (標準化範囲)	収滞納システム等 (標準化範囲)																			
A市	保険料収納・滞納管理のすべてを管理	(管理なし)																			
B市	保険料収納のすべてを管理	滞納管理のすべてを管理																			
C町	保険料収納のすべてと滞納管理の一部を管理	介護保険システムで管理外の滞納管理を管理																			
D町	保険料収納の一部と滞納管理の一部を管理	介護保険システムで管理外の保険料収納と滞納管理を管理																			
E村	(管理なし)	保険料収納・滞納管理のすべてを管理																			

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容									
11	EUCに関する こと	EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については改める。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通) 機能ID:1.5.1.</p> <p>デジタル庁が定める共通機能に関する標準仕様書(EUCの規定)を満たす前提に変更し、介護保険システム固有の要件は必要と判断し残している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5.1.</td> <td> <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること 抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること 表示（出力）項目は共通及び各事業の管理項目全て、および住民記録情報等の関連する項目を任意に指定できること 表示（出力）する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること 設定した抽出条件、表示項目、表示順を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度利用できること コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること 外字は正しく表示できること 一覧帳票、CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること） 支援措置□▽等支援対象者（介護保険システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.5.1.</td> <td> <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字ゆれ者や未登録外字が含まれている場合は気づけること EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること 政令指定都市の場合は市全体と構成区ごと、広域連合の場合は広域連合全体と構成市町村ごとに、抽出や表示（出力）ができること </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.5.1.	<p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること 抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること 表示（出力）項目は共通及び各事業の管理項目全て、および住民記録情報等の関連する項目を任意に指定できること 表示（出力）する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること 設定した抽出条件、表示項目、表示順を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度利用できること コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること 外字は正しく表示できること 一覧帳票、CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること） 支援措置□▽等支援対象者（介護保険システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること 	◎	1.5.1.	<p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字ゆれ者や未登録外字が含まれている場合は気づけること EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること 政令指定都市の場合は市全体と構成区ごと、広域連合の場合は広域連合全体と構成市町村ごとに、抽出や表示（出力）ができること 	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分										
1.5.1.	<p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること 抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること 表示（出力）項目は共通及び各事業の管理項目全て、および住民記録情報等の関連する項目を任意に指定できること 表示（出力）する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること 設定した抽出条件、表示項目、表示順を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度利用できること コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること 外字は正しく表示できること 一覧帳票、CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること） 支援措置□▽等支援対象者（介護保険システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること 	◎										
1.5.1.	<p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>介護保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字ゆれ者や未登録外字が含まれている場合は気づけること EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること 政令指定都市の場合は市全体と構成区ごと、広域連合の場合は広域連合全体と構成市町村ごとに、抽出や表示（出力）ができること 	○										

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
12	庁内データ連携に関すること	<p>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1. 介護保険共通) 機能ID:1.1.1.、1.1.6. など</p> <p>機能自体に変更はなく、連携要件の記載に合わせた表現に変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.1.</td> <td> <p>住基システムに、住基情報を照会する。 住基記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住基記録情報と連携」は、住基記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 個人番号も連携できることとする（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合） ※5 支援措置ID等支援対象者情報も連携できることとする（連携できる場合） ※6 DV加害者情報も連携すること（連携できる場合） ※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>住基記録住基情報との連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。</p> </td> </tr> <tr> <td>1.1.6.</td> <td> <p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 住民税情報（年次情報及び更正情報）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>連携項目については、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。連携要件としてデジタル庁が整理する方針となったため、現時点では介護保険として定義しない方針としている。</p> <p>基本的な考え方としては、地域情報プラットフォーム標準仕様の連携項目に準拠することになる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.1.1.	<p>住基システムに、住基情報を照会する。 住基記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住基記録情報と連携」は、住基記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 個人番号も連携できることとする（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合） ※5 支援措置ID等支援対象者情報も連携できることとする（連携できる場合） ※6 DV加害者情報も連携すること（連携できる場合） ※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p>	◎	<p>住基記録住基情報との連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。</p>	1.1.6.	<p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 住民税情報（年次情報及び更正情報）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること</p>	◎	<p>連携項目については、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。連携要件としてデジタル庁が整理する方針となったため、現時点では介護保険として定義しない方針としている。</p> <p>基本的な考え方としては、地域情報プラットフォーム標準仕様の連携項目に準拠することになる。</p>
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由												
1.1.1.	<p>住基システムに、住基情報を照会する。 住基記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住基記録情報と連携」は、住基記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 個人番号も連携できることとする（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合） ※5 支援措置ID等支援対象者情報も連携できることとする（連携できる場合） ※6 DV加害者情報も連携すること（連携できる場合） ※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p>	◎	<p>住基記録住基情報との連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。</p>												
1.1.6.	<p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 住民税情報（年次情報及び更正情報）と連携し、介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること</p>	◎	<p>連携項目については、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。連携要件としてデジタル庁が整理する方針となったため、現時点では介護保険として定義しない方針としている。</p> <p>基本的な考え方としては、地域情報プラットフォーム標準仕様の連携項目に準拠することになる。</p>												

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
 緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
13	金融機関マスタに関すること	口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1. 介護保険共通)</p> <p>機能ID: 1.2.8. を1.2.7.に統合し、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。</p> <p>※機能の内容自体は大きな変更はない。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2.7.</td> <td> 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し利用している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 ※2 統廃合により廃止となった情報も含むこと 【管理項目】 ・金融機関コード・金融機関名・金融機関名カナ ・金融機関有効開始日・金融機関有効終了日（廃業日） ・店舗コード・店舗名・店舗名カナ ・店舗有効開始日・店舗有効終了日（廃業日） 等 </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.2.7.</td> <td> 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること 【管理項目】 ・本店支店区分・手形交換所番号 ・店舗郵便番号・店舗住所・店舗電話番号 等 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.2.8.</td> <td> 金融機関情報、店舗情報を一覧で確認できること。 </td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.2.7.	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し利用している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 ※2 統廃合により廃止となった情報も含むこと 【管理項目】 ・金融機関コード ・ 金融機関名 ・ 金融機関名カナ ・金融機関有効開始日 ・ 金融機関有効終了日（廃業日） ・店舗コード ・ 店舗名 ・ 店舗名カナ ・店舗有効開始日 ・ 店舗有効終了日（廃業日） 等	◎	1.2.7.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること 【管理項目】 ・本店支店区分 ・ 手形交換所番号 ・店舗郵便番号 ・ 店舗住所 ・ 店舗電話番号 等	○	1.2.8.	金融機関情報、店舗情報を一覧で確認できること。	◎
			機能ID (旧)	機能要件	実装区分										
1.2.7.	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し利用している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 ※2 統廃合により廃止となった情報も含むこと 【管理項目】 ・金融機関コード ・ 金融機関名 ・ 金融機関名カナ ・金融機関有効開始日 ・ 金融機関有効終了日（廃業日） ・店舗コード ・ 店舗名 ・ 店舗名カナ ・店舗有効開始日 ・ 店舗有効終了日（廃業日） 等	◎													
1.2.7.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録・修正・削除・照会できること。 金融機関情報、店舗情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること 【管理項目】 ・本店支店区分 ・ 手形交換所番号 ・店舗郵便番号 ・ 店舗住所 ・ 店舗電話番号 等	○													
1.2.8.	金融機関情報、店舗情報を一覧で確認できること。	◎													

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容															
14	検索文字入力に関すること	基幹業務システム(住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。)において、氏名の検索文字入力を統一的に行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通)</p> <p>機能ID:1.4.1. の旧氏検索は介護保険固有の要件として、標準オプション機能としている。 機能ID:1.4.2. はデジタル庁指定の記載のとおり変更し、旧氏は前述と同じく標準オプション機能としている。 ※旧氏検索を標準オプションに変更しているが、機能の内容自体は変更ない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.1.</td> <td> <p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・被保険者番号 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日(西暦・和暦) ・宛名番号 ・住所 ・住所方書 ・世帯番号 旧氏カナ・旧氏</p> <p>※ 住民記録住基情報の連携により取得した住民記録住基情報に対する検索となる</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.4.1.</td> <td> <p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号、個人番号、電話番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・個人番号 ・電話番号 ・住民区分 ・旧氏カナ ・旧氏</p> <p>※1 検索時に利用する項目は住民記録住基情報や被保険者資格情報(合併前後や政令指定都市の区間異動前後、広域連合の広域内転居前後等の情報も含む)が利用できること ※2 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※3 個人番号での検索は所属や職員により設定された利用権限にならうこと</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.4.2.</td> <td> <p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p> <p>氏名漢字、氏名カナ、旧氏、旧氏カナ検索は住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.4.2.</td> <td> <p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p> </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.4.1.	<p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・被保険者番号 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日(西暦・和暦) ・宛名番号 ・住所 ・住所方書 ・世帯番号 旧氏カナ・旧氏</p> <p>※ 住民記録住基情報の連携により取得した住民記録住基情報に対する検索となる</p>	◎	1.4.1.	<p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号、個人番号、電話番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・個人番号 ・電話番号 ・住民区分 ・旧氏カナ ・旧氏</p> <p>※1 検索時に利用する項目は住民記録住基情報や被保険者資格情報(合併前後や政令指定都市の区間異動前後、広域連合の広域内転居前後等の情報も含む)が利用できること ※2 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※3 個人番号での検索は所属や職員により設定された利用権限にならうこと</p>	○	1.4.2.	<p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p> <p>氏名漢字、氏名カナ、旧氏、旧氏カナ検索は住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p>	◎	1.4.2.	<p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p>	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																
1.4.1.	<p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・被保険者番号 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日(西暦・和暦) ・宛名番号 ・住所 ・住所方書 ・世帯番号 旧氏カナ・旧氏</p> <p>※ 住民記録住基情報の連携により取得した住民記録住基情報に対する検索となる</p>	◎																
1.4.1.	<p>対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日(西暦・和暦)、宛名番号、住所、住所方書、世帯番号、個人番号、電話番号等以下の項目を複数組み合わせることで検索できること。</p> <p>・個人番号 ・電話番号 ・住民区分 ・旧氏カナ ・旧氏</p> <p>※1 検索時に利用する項目は住民記録住基情報や被保険者資格情報(合併前後や政令指定都市の区間異動前後、広域連合の広域内転居前後等の情報も含む)が利用できること ※2 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※3 個人番号での検索は所属や職員により設定された利用権限にならうこと</p>	○																
1.4.2.	<p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p> <p>氏名漢字、氏名カナ、旧氏、旧氏カナ検索は住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p>	◎																
1.4.2.	<p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p>	○																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																
15	バーコード、QRコードに関すること	業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて(例：振込や返戻管理等)については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせた対応を各府省で検討し、規格を指定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(1.介護保険共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ID:1.4.17. を追加し、各申請書・届出やお知らせ、通知書等に印字されたバーコードや二次元コードからの対象者検索を可能としている。 ・機能ID:1.6.28. 、1.6.29. を追加し、各申請書・届出やお知らせ、通知書等の最下部に設けている自由記載欄に個人を特定できるバーコードや二次元コードの印字、または電子申請サイト等の自治体のサイトへ誘導するための二次元コードの印字を可能としている。 																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (H)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.17.</td> <td>各申請書・届出やお知らせ、通知書等に印字されたバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に対象者を検索できること。</td> <td>○</td> <td>業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元コードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>1.6.28.</td> <td>各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること</td> <td>○</td> <td>業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>1.6.29.</td> <td>各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること</td> <td>○</td> <td>電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元コードの種類は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>				機能ID (H)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.4.17.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に印字されたバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に対象者を検索できること。	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元コードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。	1.6.28.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。	1.6.29.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元コードの種類は問わない。
機能ID (H)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																
1.4.17.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に印字されたバーコード情報もしくは二次元コード情報を元に対象者を検索できること。	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元コードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。																
1.6.28.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読み取って、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元コードの種類は問わないが、自治体の財政負担に繋がらない実装方法が望ましい。																
1.6.29.	各申請書・届出やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元コードの種類は問わない。																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
----	------	---------	------

差し替え
デジタル庁横並び調整方針の変更により、「変更のポイント」を差し替え。
機能ID: 1.1.22.、1.1.23.の記載の差し替え

16 マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。

申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

【対象事務】

- ○ ○
- ※重点計画記載手続
- △ △ △
- ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

【調整方針どおりに対応】

- 機能・帳票要件(1.介護保険共通)
 - ・機能ID: 1.1.24. を1.1.22.に統合し、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。
 - ・機能ID: 1.1.25. を1.1.23.に統合して実装必須とし、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。(詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。)

機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1.1.22.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1~11の事務手続き) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援更新認定の申請 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合証の再交付申請 6) 被保険者証の再交付申請 7) 高齢介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担限度額認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン申請の情報を連携し、介護保険システムにて利用できること。	◎	介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)に関する連携レイアウト(インタフェース)が令和3年夏頃に示される予定(※)であるため、デジタル庁・府県ポイント実行計画にない、今後実装必須に変更する予定である。 ※ 令和3年3月10日 内閣府大臣官房番号制度担当室資料「マイナポータル(びったりサービス)の取組について」 詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を実施する行政手続きの一覧等」IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続に記載されている手続きを「重点計画記載手続」という。
1.1.22.	介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン申請の情報を連携し、介護保険システムにて利用できること。	◎	介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)に関する連携レイアウト(インタフェース)が令和3年夏頃に示される予定(※)であるため、デジタル庁・府県ポイント実行計画にない、今後実装必須に変更する予定である。 ※ 令和3年3月10日 内閣府大臣官房番号制度担当室資料「マイナポータル(びったりサービス)の取組について」 詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を実施する行政手続きの一覧等」IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続に記載されている手続きを「重点計画記載手続」という。
1.1.23.	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1~11の事務手続き) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援更新認定の申請 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合証の再交付申請 6) 被保険者証の再交付申請 7) 高齢介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担限度額認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン申請に対する審査結果等の情報を、介護保険システムからマイナポータルのお知らせ通知に連携できること。	◎	詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を実施する行政手続きの一覧等」IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続に記載されている手続きを「重点計画記載手続」という。
1.1.23.	介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン申請に対する審査結果等の情報を、介護保険システムからマイナポータルのお知らせ通知に連携できること。	◎	介護保険コンストラップサービス(マイナポータル・びったりサービス)に関する連携レイアウト(インタフェース)が令和3年夏頃に示される予定(※)であるため、デジタル庁・府県ポイント実行計画にない、今後実装必須に変更する予定である。 ※ 令和3年3月10日 内閣府大臣官房番号制度担当室資料「マイナポータル(びったりサービス)の取組について」 詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」を参照すること。
1.1.24.	電子申請システムを利用したオンライン申請の情報を連携し、介護保険システムで利用できること。	◎	
1.1.25.	電子申請システムによるオンライン申請に対する審査結果等の情報を、介護保険システムから電子申請システムに連携できること。	◎	

2-1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

- 全国意見照会の意見は、**762団体**から寄せられた。
- 指定都市、中核市からの回答割合が高く寄せられた。

自治体 (保険者) 分類	本編 変更案	介護 保険 共通	被 保 険 者 資 格	保 険 料 賦 課	保 険 料 収 納	滞 納 管 理	受 給 者 管 理	認 定 管 理	給 付 管 理	統 計 ・ 報 告 等	総 合 事 業	そ の 他	回 答 団 体 数	回 答 団 体 率
指定都市 (20)	6	11	8	9	11	5	10	11	11	1	7	5	18	90.0%
中核市 (61)※	4	13	10	10	8	6	10	19	14	1	10	8	44	72.1%
特別区 (23)	3	4	3	5	4	3	3	4	3	0	1	3	10	43.5%
市町村 (1,427)	14	52	26	38	29	16	20	41	50	4	31	21	671	47.0%
広域連合 (40)	2	6	3	4	4	3	2	5	3	4	3	1	19	47.5%
合計 (1,571)	29	86	50	66	56	33	45	80	81	10	52	38	762	48.5%

※ 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

2-1. 全国意見照会 意見集約(意見数)

- 全国意見照会の意見は、**2,361件**が寄せられた。
- 指定都市からは、1団体あたり50件弱の意見が寄せられた。

自治体 (保険者) 分類	本編 変更案	介護 保険 共通	被 保 険 者 資 格	保 険 料 賦 課	保 険 料 収 納	滞 納 管 理	受 給 者 管 理	認 定 管 理	給 付 管 理	統 計 ・ 報 告 等	総 合 事 業	そ の 他	意見数	意見率
指定都市 (20)	12	101	50	121	82	70	81	204	134	1	14	11	881	37.3%
中核市 (61)※	4	41	16	23	29	12	18	123	29	1	38	10	344	14.6%
特別区 (23)	4	27	7	24	20	4	12	54	9	0	1	6	168	7.1%
市町村 (1,427)	19	152	50	87	77	37	53	167	94	6	88	24	854	36.2%
広域連合 (40)	2	20	9	12	7	5	9	11	21	7	10	1	114	4.8%
合計 (1,571)	41	341	132	267	215	128	173	559	287	15	151	52	2,361	100%

※ 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(認定審査会・総合事業関係)

差し替え
当ページを追加

- 認定審査会・総合事業に関する業務について、標準仕様書【第1.1版】では標準化範囲外と整理していたが、標準仕様書【第2.0版】案では、昨年度の全国意見照会等でのご意見を踏まえ、標準化範囲内とすることとし、認定審査会・総合事業に関する機能要件や帳票要件等の仕様書案を作成した。
- 仕様書案に反映した本編へ追記した内容(対象分野)や機能要件、帳票要件等に関する意見数と概要は次のとおりであった。

大項目	意見数	中項目・分類		意見数	意見概要
本編	41	認定審査会		4	対象範囲に関する考え方や構築イメージに関するご意見
		総合事業		2	対象範囲に関する考え方や構築イメージに関するご意見
		その他		35	認定審査会・総合事業以外に関するご意見
認定管理	559	認定審査会関連	機能要件	167	機能追加や管理項目の追加、実装類型の変更に関するご意見
			帳票要件	104	帳票追加や実装類型の変更に関するご意見
		認定審査会以外		288	認定審査会に関する業務以外に関するご意見
総合事業	151	機能要件		115	機能追加や管理項目の追加、実装類型の変更に関するご意見
		帳票要件		35	帳票追加や項目追加に関するご意見
		その他		1	標準仕様書の改定に関するご意見

- 意見照会の結果として、認定審査会・総合事業に関する業務を標準化範囲内とすることに対する反対意見はなく賛同いただけただけの結果であったため、標準仕様書【第2.0版】案として反映することとした。
- なお、各意見に対し、これまでと同様に意見の内容に応じて標準仕様書を見直したり、意見へ回答し完了としたり対応している。

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(本編・介護保険共通・その他)

No	意見概要	変更内容
1	<p>【機能ID1.2.18】 審査会資料の事前送付を行うため、管理項目(オプション)に、審査会資料送付先郵便番号、審査会資料送付先住所を追加してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の項目を標準オプション機能として追加しました。 ・送付先(送付先名、郵便番号、住所、電話番号、有効開始日、有効終了日) なお、データ要件と連動できるように、標準オプション機能に定める管理項目のグループごとに要件を分割しました。</p>
2	<p>【1.3.データ管理機能】 【意見】障害者福祉システム標準仕様書【第2.0版】案の機能・帳票要件機能ID1.5.11と同様の照会・進捗状況の確認機能を追加してほしい。 【理由】一括で照会した場合等に処理漏れが発生しないよう、障害者福祉システム標準仕様書【第2.0版】案の機能・帳票要件機能ID1.5.11.「マイナンバー制度における情報照会の照会状況(依頼受付済、結果取込済、照会エラー等)を確認できること」と同様の、照会・進捗状況の確認機能を追加してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の要件を実装必須機能として、機能ID 1.3.70.に追加しました。 マイナンバー制度における情報照会の照会状況(依頼受付済、結果取込済、照会エラー等)を確認できること。</p>
3	<p>【02.介護保険収入状況簡易申告書】 記入の簡略化のため、以下のとおり見直していただきたい。 ・給与所得は、所得金額調整控除があった場合には収入金額から計算することができないため、所得金額を要記入とする(源泉徴収票をもとに被保険者が記入することは可能と思われる)。 ・年金の所得金額は、被保険者自身が金額を把握していない可能性があること、また、収入金額から保険者が計算可能であることから、記入不要(斜線)に変更。 ・「合計所得金額」「所得金額調整控除後」の欄は、被保険者自身が計算・記入することは困難であること、また、他の項目の記入がされていれば保険者が計算可能であることから、項目を削除。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「合計所得金額」「所得金額調整控除後」の欄を削除しました。 また、手書き欄である「① 所得金額等」への記載について、自治体により記載を求める範囲が様々であると考えますので、「給与」の「所得金額」欄の斜線を削除し、すべての欄は記載欄の扱いに見直しました。記載必須とする欄や記載不要とされる欄については、「固定文言3+編集1」又は「自由記載1」に説明内容を設定いただく想定です。</p>

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(被保険者資格・認定管理関連)

No	意見概要	変更内容
1	<p>【03介護保険資格者証、04介護保険被保険者証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者に有効期間を設定しているため、事業対象者の有効期間を表示できるようにして欲しい。 <p>【03.介護保険資格者証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者が認定申請した場合に、その時点の情報を出力できるよう、介護保険被保険者証と同様、要介護状態区分等に事業対象者も追加して欲しい。 	<p>帳票詳細要件(2.被保険者資格)の該当帳票におけるシステム印字項目「認定の有効期間」、「要介護状態区分等」の「印字編集条件など」に事業対象者に関する印字内容も追記しました。</p>
2	<p>【03.要介護認定等申請受理通知書】</p> <p>「性別」欄を削除した理由を教えてください。</p> <p>他の帳票(認定-01等)では性別欄が残っており、一律削除したようにも見えず、また、医療保険者宛の帳票であるため、性別があっても問題ないとする。</p>	<p>ご意見の「要介護認定等申請受理通知書」につきまして、再確認したところ性別欄は残すべき帳票に該当しますので、性別欄を従前のように設けるよう見直しました。</p>
3	<p>当市の認定審査会の運用については、近隣の市と当市で合同で審査会を開催する一部事務組合運用を行っています。</p> <p>今回標準仕様に追加された認定審査会関連業務について、基本的にはそれぞれの市区町村内で認定審査会を運用しているケースを想定されていると思われますので、一部事務組合運用における標準化対応の指針をお示しいただきたいです。</p>	<p>一部事務組合等で認定審査会を合同で運用されている自治体も一定数あるため、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているサブユニットの考えのもと整理する予定であるため、継続検討します。</p> <p>なお、標準仕様書2.0版案においては、標準仕様書(本編)第1章 2. 対象 (2)対象分野 に分割調達に関する留意点として、その旨を追記しました。</p>

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(受給者管理関連)

No	意見概要	変更内容										
1	<p>【機能・帳票要件 機能ID 6.1.5.】 機能誤りを防ぐため、次の内容を追記してほしい。 預貯金の基準額に、2号:1000万円(夫婦は2000万円)を追記 更に、老福:1000万円(夫婦は2000万円)を老福・生活保護: 1000万円(夫婦は2000万円)に変更</p>	<p>ご指摘の通り、記載が不足しておりましたので、下記の通り 修正しました。</p> <p>※2 収入等預貯金等申告該当区分コードは、預貯金、有価 証券等の金額の合計が基準額以下であることを表す区分 (該当/非該当)を管理できること 基準額は以下のとおり(申請書に記載あり)</p> <table border="0"> <tr> <td>老福</td> <td>:1,000万円(夫婦は2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税80万以下</td> <td>: 650万円(夫婦は1,650万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税120万以下</td> <td>: 550万円(夫婦は1,550万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税120万超</td> <td>: 500万円(夫婦は1,500万円)</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>:1,000万円(夫婦は2,000万円)</td> </tr> </table> <p>なお、生活保護受給者は、預貯金要件がないため、現状の ままとします。</p>	老福	:1,000万円(夫婦は2,000万円)	非課税80万以下	: 650万円(夫婦は1,650万円)	非課税120万以下	: 550万円(夫婦は1,550万円)	非課税120万超	: 500万円(夫婦は1,500万円)	第2号被保険者	:1,000万円(夫婦は2,000万円)
老福	:1,000万円(夫婦は2,000万円)											
非課税80万以下	: 650万円(夫婦は1,650万円)											
非課税120万以下	: 550万円(夫婦は1,550万円)											
非課税120万超	: 500万円(夫婦は1,500万円)											
第2号被保険者	:1,000万円(夫婦は2,000万円)											
2	<p>【6.21負担限度額認定証】 「境界層措置の運用の詳細について」(平成17年9月21日老 介発 第0921001 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通 知)において、境界層該当者の「負担限度額認定証の記載に ついて、介護保険施設を利用する場合にあっては、負担限度 額を適用しない部分については、負担限度額を適用しないこ とがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「————」 取消線、「****」、「負担限度額なし」等の記載をされたい。」と示されているため、未適用の食費及び居住費について の印字の仕様を追加してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「帳票詳細要件_6.受給者管理.21.介護保 険負担限度額認定証」の印字編集条件など欄に「・該当しな い方に対して、取消線を付けたり、*等の文字を重ねたりし て該当しないことを表現する」を追加しました。</p>										

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(給付管理関連)

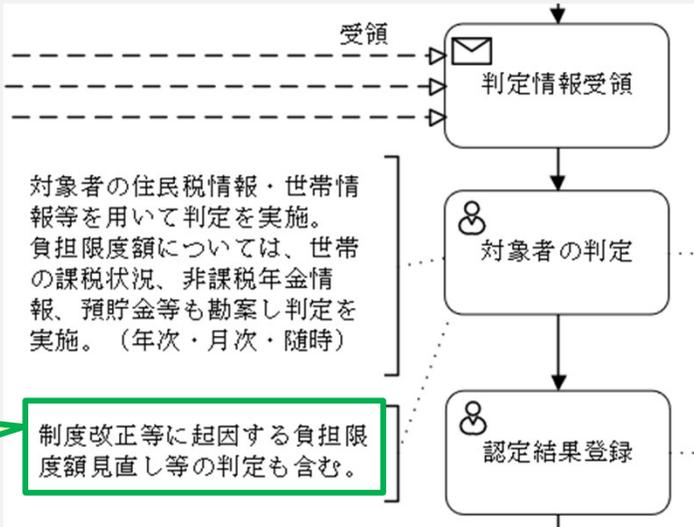
No	意見概要	変更内容
1	<p>【機能ID 8.4.4.】他 福祉用具の品目は、介護保険法施行規則においても記載がないため(※1)、オプション項目にすべきである。 品目名を必須項目として管理する場合は、品目名・品目コードを、データ要件等のコード一覧で明確にしてほしい。 (※1)介護保険法施行規則より抜粋</p> <hr/> <p>(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請) 第七十一条 居宅介護福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名</p> <hr/>	<p>ご意見を踏まえ検討した結果、商品名と品目名は同一内容であり、商品名の記載のみで把握可能と考えるため、各申請書の記入項目について、「種目名及び商品名、品目名」を「種目名及び商品名」へ変更しました。 併せて、機能ID 8.4.1.、機能ID 8.4.4.の管理項目より「品目名」を削除し、申請書の表記と合わせるため、「福祉用具名」を「商品名」に変更しました。</p> <p>【変更した帳票】 07.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前申請書 08.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前申請書(受領委任払用) 13.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 14.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)</p>
2	<p>【01.居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書】 【02.介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書】 小規模多機能型居宅介護の計画作成月においては、居宅サービス利用の有無を届出書で確認し台帳に反映させる必要があるため「小規模多機能型居宅介護利用開始月の居宅サービス利用の有無」を追加していただきたい。</p>	<p>各自治体様からのご意見等を踏まえ、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所向けに以下の帳票を新たに追加いたしました。</p> <p>【追加帳票】 給付-51.居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(小規模多機能型居宅介護) 給付-52.介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書(介護予防小規模多機能型居宅介護)</p> <p>なお、出力する要件は、給付-01及び給付-02と同じ想定であるため、機能・帳票要件(8.給付管理)の機能ID 8.2.4に対象帳票として追記しました。</p>

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(保険料関連)

No	意見概要	変更内容
1	【機能ID3.8.1】【機能ID 3.8.3】 境界層適用等により、年度途中で減免状況が変動する被保険者がいるため、同一の賦課年度に対し、履歴管理できるようにして欲しい。	該当する要件に、※書きで「※ 履歴管理できること」を追記しました。
2	【納入通知書(全般)】 保険料額の納入通知書において、普通徴収の納期限欄を特別徴収の納期限と誤解して問合せしてくることが多数あるので、特別徴収と普通徴収で分けて表示する等被保険者に分かりやすいレイアウトに変更してほしい。	他の自治体のご意見も踏まえて検討した結果、期別保険料額の表について、以下のように見直しました。 ・「期別」と「月」の位置を入れ替え ・「普通徴収」と「特別徴収」の位置を入れ替え ・随時期を印字できるよう行を追加
3	・保険料収納における決算の取り扱いが不明です。決算額の把握はどのように行うのでしょうか。 ・決算に必要なため、業務フロー、機能・帳票要件・ツリー図を税務システム仕様書2.0(案) 収納管理・滞納管理のよう、決算関係について詳しく記載をお願いします。現状(案)では決算関係については、ほとんど記載されておられません。(調定・年度繰越処理等自治体の決算に関するもの) また、還付充当についても税務システム2.0(案)のように詳しく記載をお願いします。	業務フローは業務の運用イメージを確認でき、地方自治体、ベンダへ共通理解を促すためのものであるため、現状のままとします。 機能・帳票要件は、決算に関する調定や収納の情報管理機能として機能ID 4.1.9.に実装必須機能として追加しました。 なお、管理項目は繰越関連情報を保持することとし、また、調定や収納情報については保険料賦課・保険料収納における各機能IDにて保持する管理項目を参照する形とする旨を併せて記載しました。
4	【01.督促状】【02.督促状兼納付書(ハガキ様式)】 差し押さえの要件として、地方自治法第231条の3第3項の規定による指定納期限を記載することとしているため、指定納期限は備考欄への記載ではなく当初のレイアウトに入れていただきたい。	地方自治法第231条の3に規定される指定納期限は、督促状内の「本督促の納期限」であり、システム印字項目「備考」の「印字編集条件など」に記載していた指定納期限は「賦課時の納期限」を想定したものであるため、「備考」の記載は「賦課時の納期限」に見直しました。

3. 検討課題事項と継続検討事項 主な対応内容

○ 検討課題事項の8件に対して2件対応しており、主な対応は以下のとおりである。

No	検討課題事項	変更内容
1	<p>本年3月31日付けで「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」が改正され、負担限度額認定証の有効期限については、地域の実情に応じて市町村の判断により設定できるとされましたが、これにより、介護保険システム標準仕様書【第1.1版】で示されている別紙1の業務フローの見直しはあるのでしょうか。また、あるとした場合、計画最終年度は、次年7月31日までとする制御機能を実装されるのでしょうか。</p> <p>介護保険最新情報vol.1058</p>	<p>定めている要件にて、対象者情報の異動による所得段階変更だけでなく、制度改正等による負担限度額見直しも考慮される想定です。なお、業務フロー6.受給者管理 - 01.受給者管理(減免/減額認定)における対象者の判定において、その旨を補記しました。</p> <p>○変更箇所 業務フロー 6.受給者管理 01.受給者管理 (減免/減額認定)</p> 

○ 継続検討事項の65件に対して7件対応しており、対応した内容は、P18にまとめている「横並び調整対応 No.15 バーコード、QRコードに関すること」のみになる。

4. 主な今後の継続検討事項(残課題)

○ 主な今後の継続検討事項は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	具体的内容	対応の方向性
1	サブユニット対応	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】の5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」を踏まえて、介護保険システムの一部機能を切り出して、個別システムとして調達・利用、または他の標準準拠システムに含めて調達・利用する場合を整理し、標準仕様書に反映する必要があります。	令和4年度下期のワーキングチームで検討ができるように進める予定となっております。
2	データ要件・連携要件の対応	令和4年7月26日「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼)」に伴い、データ要件・連携要件へ意見の反映がなされる際、内容によっては、機能要件の変更が発生する可能性があります。	内容によっては機能・帳票要件を変更いたします。
3	引越LOSS	引越しワンストップサービスの対応について、標準仕様書へ反映する必要があります。	デジタル庁と総務省にて仕様調整を行っているところですが、令和4年度下期のワーキングチームで検討ができるように進める予定となっております。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・デジタル庁から20業務横並び調整依頼等の追加の依頼
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項